



C O N T E N T S

## 市の財政事情

- ⑤ 市職員の給与、人数等の状況
- ⑧ 秋の叙勲、危険業務従事者叙勲で市内から受章 ほか
- ⑭ 元気なまちかど  
ためき休むでえ〜/こうかファイヤー/フェスティバル ほか  
であいこうか「ハートレムベースボールウイーク」日本代表 原田将幸さん
- ⑱ こうかまちかど特派員のページ
- ⑳ 情報のまご
- ㉒ こうかギャラリー



▲信楽高原鐵道信樂駅で1日駅長を務める子ども(関連記事は15ページ)

# 市の財政事情

地方公共団体の財政を適正に運営することを目的として、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(財政健全化法)が施行されています。

市では、この法律に基づき、財政経営の健全度合いを示す健全化判断比率、公営企業の経営健全度合いを示す資金不足比率を算出する他、財政状況を表す指標を算出し状況を見極めていきます。また、より強固な財政基盤を整えるための取り組みを進めています。

今月号では、これらの指標や市の取り組みについてお知らせします。

## 健全化判断比率 および資金不足比率

平成21年度決算に基づく甲賀市の財政健全化判断比率および資金不足比率を公表します。

### すべての項目で昨年度より改善

財政健全化法では、財政の健全化を判断する下表の指標を算出し、監査委員の審査に付した上で、議会に報告することにより、市民皆様に対し公表することが義務付けられています。

各指標が国の定めた基準(早期健全化基準、財政再生基準)を超えた場合、改善が必要な状態とみなされ、財政健全化計画などを策定することが義務付けられ、国や県の指導のもと財政の健全化を図ることになります。

算定の結果、各指標は基準値を下回るとともに、昨年度算定数値より改善することができました。しかし、「実質公債費比率」は、地方債の発行に県の許可を必要とする18%を下回ることができず、さらに改善に向けて努力していかなければなりません。

### 実質赤字比率

一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの

|        | 甲賀市      | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|--------|----------|---------|--------|
| 参考 H21 | —(赤字額なし) | 12.20%  | 20.00% |
| H20    | —(赤字額なし) | 12.25%  | 20.00% |
| H19    | —(赤字額なし) | 12.28%  | 20.00% |

### 連結実質赤字比率

全会計を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの

|        | 甲賀市      | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|--------|----------|---------|--------|
| 参考 H21 | —(赤字額なし) | 17.20%  | 40.00% |
| H20    | —(赤字額なし) | 17.25%  | 40.00% |
| H19    | —(赤字額なし) | 17.28%  | 40.00% |

### 実質公債費比率

借入金(地方債)の返済額およびこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの

|        | 甲賀市   | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|--------|-------|---------|--------|
| 参考 H21 | 18.0% | 25.0%   | 35.0%  |
| H20    | 18.3% | 25.0%   | 35.0%  |
| H19    | 17.4% | 25.0%   | 35.0%  |

### 将来負担比率

一般会計等の借入金(地方債)や支払っていく可能性のある負担等の現時点での実質的な負債の額を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの

|        | 甲賀市    | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|--------|--------|---------|--------|
| 参考 H21 | 107.5% | 350.0%  |        |
| H20    | 126.6% | 350.0%  |        |
| H19    | 129.7% | 350.0%  |        |

### 資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの【経営健全化基準…20.0%】

■ 昨年に引き続き甲賀市では全ての公営企業会計で資金不足は生じていません。

## データで見る財政状況の推移

市では、毎年の決算の確定に合わせ、収入と支出の状況を把握するとともに、財政健全化法に基づく指標を算定する他、財政状況を客観的に表す財政指標を算定しています。

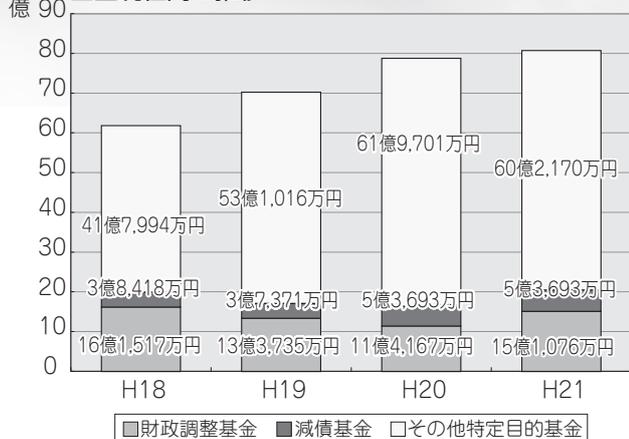
### 財政指標の推移

| 財政指標        | H18   | H19   | H20   | H21   | H21 県平均 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|---------|
| 財政力指数       | 0.755 | 0.814 | 0.839 | 0.832 | 0.806   |
| 経常収支比率(%)   | 95.9  | 96.4  | 95.5  | 90.9  | 90.8    |
| 積立金現在高比率(%) | 29.4  | 33.0  | 34.7  | 34.6  | 35.4    |
| 公債費負担比率(%)  | 16.8  | 18.6  | 20.1  | 19.9  | 18.5    |
| 地方債現在高比率(%) | 209.2 | 205.4 | 184.1 | 168.7 | 173.5   |

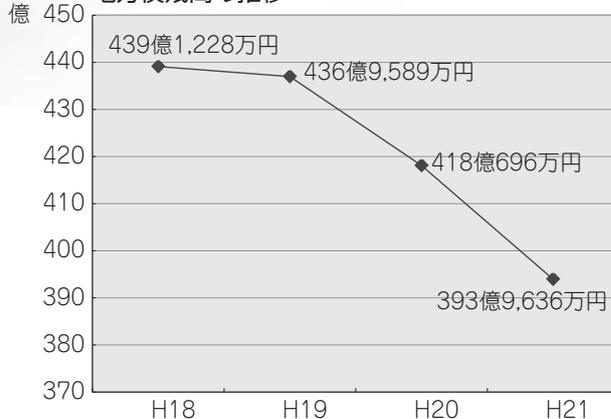
### 主な項目の決算額の推移

|    |         | H18         | H19         | H20         | H21         |
|----|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 歳入 | 市 税     | 128億6,756万円 | 145億640万円   | 143億3,063万円 | 136億5,848万円 |
|    | 地方交付税   | 61億8,574万円  | 52億5,958万円  | 56億2,653万円  | 66億4,364万円  |
|    | 市 債     | 60億650万円    | 35億8,738万円  | 24億3,784万円  | 19億9,645万円  |
|    | 歳入規模    | 373億699万円   | 339億143万円   | 331億8,193万円 | 339億9,673万円 |
| 歳出 | 人件費     | 67億3,108万円  | 66億2,381万円  | 64億8,650万円  | 62億1,363万円  |
|    | 扶助費     | 28億986万円    | 28億6,013万円  | 29億4,414万円  | 30億1,038万円  |
|    | 公債費     | 42億8,442万円  | 46億174万円    | 51億856万円    | 51億4,631万円  |
|    | 普通建設事業費 | 66億797万円    | 33億1,168万円  | 22億6,524万円  | 21億9,851万円  |
|    | 繰出金     | 32億574万円    | 33億5,083万円  | 37億8,430万円  | 41億4,902万円  |
|    | 歳出規模    | 364億1,358万円 | 333億5,666万円 | 324億8,747万円 | 331億8,992万円 |

### 基金現在高の推移



### 地方債残高の推移



### 用語解説

#### ● 財政力指数

財政力を示す指数で、数値が高いほど税や負担金、使用料、財産収入など、自主的に収入できる財源に余裕があります。

#### ● 経常収支比率

財政の弾力性を判断する指標のひとつ。数値が高いほど自由に使えるお金が少なくなります。

#### ● 積立金現在高比率

標準財政規模※に対する積立金残高の比率。数値が高いほど緊急の財政需要にも柔軟な対応が可能となります。

#### ※ 標準財政規模

標準的な状態で通常収入されると見込まれる一般財源(市民税や地方交付税など)使途が限定されない財源の規模を示すもの

#### ● 公債費負担比率

一般財源総額に占める公債費を支出するために充てられた一般財源の割合。数値が高いほど財政の硬直度高いが高くなります。

#### ● 地方債現在高比率

標準財政規模に対する地方債残高の比率

#### ● 扶助費

生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などに基づき援助として支払う経費

#### ● 公債費

地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金

#### ● 普通建設事業費

道路、橋りょう、学校、公園、庁舎等の社会資本の整備に要する投資的な経費

#### ● 繰出金

公共下水道事業や介護保健などの特別会計が安定した運営ができるよう、一般会計から繰り出す財源

# これまでの財政健全化に むけた取り組み

## ・財政規模の縮小

|                      |             |
|----------------------|-------------|
| 17年度決算               | 387億979万円   |
| 21年度決算               | 331億8,992万円 |
| (▲55億1,987万円・▲14.3%) |             |

## ・市債発行の抑制

|                      |            |
|----------------------|------------|
| 17年度決算               | 64億5,290万円 |
| 21年度決算               | 19億9,645万円 |
| (▲44億5,645万円・▲69.1%) |            |

## ・経常的な物件費・維持補修費・補助費(一部事務組合負担金除く)の削減

|                    |            |
|--------------------|------------|
| 17年度決算             | 85億1,377万円 |
| 21年度決算             | 67億775万円   |
| (▲18億602万円・▲21.2%) |            |

## ・市債の繰上償還(一般・公共下水道・農業集落排水・病院・水道会計)

|      |                       |
|------|-----------------------|
| 247件 | 34億5,789万円            |
| 19年度 | 78件 償還元金額 4億5,137万円   |
| 20年度 | 112件 償還元金額 16億8,347万円 |
| 21年度 | 57件 償還元金額 13億2,305万円  |

## ・職員数の削減(全会計)

|               |        |
|---------------|--------|
| 17年4月1日       | 1,048人 |
| 21年4月1日       | 947人   |
| (▲101人・▲9.6%) |        |

## ・給与の独自削減(21年度から継続)

特別職等の給料(市長▲10%、副市長・教育長▲8%)  
管理職手当(部・次長▲15%、課長・参事▲13%、課長補佐▲10%)  
職員給料の削減 削減額 約3,000万円

## ・期末勤勉手当の削減(22年度から実施)

(特別職▲20%、部次長▲16%、課長・補佐▲13%、係長・主査▲6%、主事▲0.5%)  
削減額 約1億円(見込)

## 歳入に見合った 歳出の徹底

～これまでの取り組み～

地方財政にとって厳しい財政状況が続く中、市では、「歳入に見合った歳出」の徹底のもと、事務事業の見直しや経費削減に努めてきました。また、将来世代にできるだけ負担を先送りしないとの考えのもと、地方債借入れの抑制や過去に借り入れた分の繰上償還を進めてきました。

## 強固な 財政基盤の構築へ

～これからの取り組み～

## プライマリーバランス※の 黒字化の堅持

市債の元利償還金は、20年度にピークを過ぎたものの26年度までは40億円超で推移します。さらに公営企業や一部事務組合の起債償還に対する繰出金等も27年度まで増加傾向にあることから、歳出削減、公共事業の進捗調整等に伴う市債の新規発行の抑制により、プライマリーバランスの黒字化を堅持していきます。

※プライマリーバランス

市債の元利払いを除いた歳出と市

## 持続可能な財政運営

普通地方交付税の合併特例※が27年度以降の5年間で段階的に終了し、毎年約5億円ずつ減少することが見込まれます。その時期を迎えても財政運営を持続可能なものとするため、行政改革推進計画や財政健全化指針の策定・進捗管理を通して行政改革に取り組み、財政基盤の強化に努めます。

## ※普通地方交付税の合併特例

合併後でも、合併がなかったものと仮定し、合併前の旧町ごとに算定した普通交付税の合算額を保障し、合併による普通交付税の不利益を被ることがないようにされた制度

今回ご説明する指標の値や金額は、市全体の状況を説明するため、一部を除き一般会計と特別会計(一部の特別会計と公営企業会計を除く)を合わせた普通会計という統計資料を用いています。

# 市職員の給与、 人数等の状況

地方公務員法第58条の2の規定ならびに、甲賀市人事行政の運営等の公表に関する条例の規定により、平成21年度の市の職員の給与、人数などについてお知らせします。  
なお、この内容のほか、詳細は市ホームページでもご覧いただけます。

## 1 部門別職員数の増減とその主な理由(各年4月1日現在)

(単位：人)

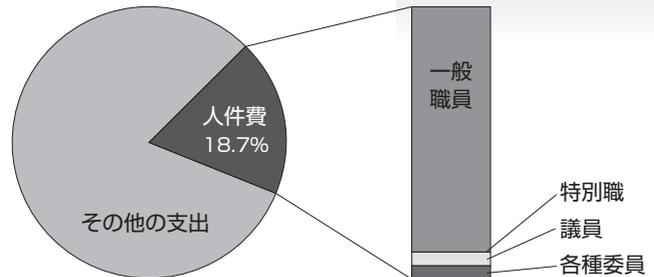
| 部門      | 平成21年 | 平成22年 | 増減   | 主な増減理由      |
|---------|-------|-------|------|-------------|
| 議 会     | 6     | 6     | 0    |             |
| 総務企画    | 146   | 139   | ▲ 7  | 業務分担の見直し    |
| 税 務     | 39    | 40    | ▲ 1  | 滞納整理体制の強化   |
| 民生      | 242   | 244   | ▲ 2  | 保育業務の増加     |
| 衛生      | 53    | 52    | ▲ 1  | 業務分担の見直し    |
| 労働      | 7     | 7     | 0    |             |
| 農林水産    | 32    | 31    | ▲ 1  | 業務分担の見直し    |
| 商工      | 13    | 15    | ▲ 2  | 特区推進業務の増加   |
| 土木      | 51    | 49    | ▲ 2  | 業務分担の見直し    |
| 小計      | 589   | 583   | ▲ 6  |             |
| 特別行政    |       |       |      |             |
| 教育      | 193   | 186   | ▲ 7  | 業務分担の見直し    |
| 消防      |       |       | 0    |             |
| 小計      | 193   | 186   | ▲ 7  |             |
| 公営企業等会計 |       |       |      |             |
| 病院      | 76    | 69    | ▲ 7  | 病院事業の縮小     |
| 水道      | 24    | 25    | ▲ 1  | 施設維持管理体制の強化 |
| 下水道     | 27    | 25    | ▲ 2  | 業務の減少       |
| その他     | 38    | 37    | ▲ 1  | 業務分担の見直し    |
| 小計      | 165   | 156   | ▲ 9  |             |
| 合計      | 947   | 925   | ▲ 22 |             |

## 2 人件費の状況(平成21年度普通会計決算)

| 年度  | 歳出額(A)        | 人件費(B)       | 人件費率(B/A) |
|-----|---------------|--------------|-----------|
| H21 | 331億8,992万3千円 | 62億1,363万1千円 | 18.7%     |

### 人件費の内訳

|             |              |
|-------------|--------------|
| 一般職員に関する人件費 | 55億288万2千円   |
| 市長、副市長、教育長  | 4,807万3千円    |
| 議員に関する人件費   | 1億7,514万1千円  |
| 各種委員に対する報酬  | 4億8,753万5千円  |
| 合計          | 62億1,363万1千円 |



## 3 職員給与費の状況(平成21年度普通会計決算)

### 給与費

| 職員数(A) | 給 与 費                 |                      |                       |                        | 一人当たり給与費(B/A) |
|--------|-----------------------|----------------------|-----------------------|------------------------|---------------|
|        | 給料                    | 職員手当                 | 期末・勤勉手当               | 計(B)                   |               |
| 756人   | 27億4,362万8千円<br>65.4% | 4億3,758万7千円<br>10.4% | 10億1,209万8千円<br>24.2% | 41億9,331万3千円<br>100.0% | 5,547千円       |

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
2 対象者は、普通会計に属する職員で年間休業者を除きます。

### 共済費

| 職員数(A) | 共 済 費        |             |             |             |                | 計(B)       | 一人当たり共済費(B/A) |
|--------|--------------|-------------|-------------|-------------|----------------|------------|---------------|
|        | 地方公務員共済組合負担金 | 公立学校共済組合負担金 | 市町村職員互助会負担金 | 退職手当組合負担金   | 地方公務員災害補償基金負担金 |            |               |
| 782人   | 7億9,900万5千円  | 3,178万5千円   | 1,326万円     | 4億5,953万7千円 | 598万2千円        | 13億956万9千円 | 167万5千円       |

- (注) 1 共済費とは一般企業の社会保険料、労働保険料にあたるものです。  
2 甲賀市は滋賀県市町村職員退職手当組合に加入し、退職金は退職手当組合から支給しています。

## 4 職員手当の状況(平成21年度普通会計決算)

| 扶養手当      | 住居手当    | 通勤手当    | 特勤勤務手当 | 時間外勤務手当     | 休日勤務手当  | 宿日直手当   | 管理職手当     | 児童手当      | 夜間勤務手当 | 合計          |
|-----------|---------|---------|--------|-------------|---------|---------|-----------|-----------|--------|-------------|
| 7,578万3千円 | 2,319万円 | 4,766万円 | 49万8千円 | 1億6,760万7千円 | 112万4千円 | 568万6千円 | 9,670万5千円 | 1,932万2千円 | 1万2千円  | 4億3,758万7千円 |

## 5 職員手当の内容(平成21年度)

| 区分                          | 甲賀市   | 国           |           |           |                |        |                 |             |                             |             |        |              |        |              |        |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |        |         |  |
|-----------------------------|---|-------------|-----------|-----------|----------------|--------|-----------------|-------------|-----------------------------|-------------|--------|--------------|--------|--------------|--------|--------------|---------|--------------|---------|--------------|---------|--------------|---------|--------------|---------|--------------|---------|--------------|---------|--------------|---------|--------|---------|--|
| 期末・勤勉手当                     | (支給割合)  | 甲賀市の制度と同じ   |           |           |                |        |                 |             |                             |             |        |              |        |              |        |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |        |         |  |
|                             | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.25月分</td> <td>0.70月分</td> <td>1.95月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.50月分</td> <td>0.70月分</td> <td>2.20月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.75月分</td> <td>1.40月分</td> <td>4.15月分</td> </tr> </tbody> </table>  |             |           | 期末        | 勤勉             | 計      | 6月期             | 1.25月分      | 0.70月分                      | 1.95月分      | 12月期   | 1.50月分       | 0.70月分 | 2.20月分       | 計      | 2.75月分       | 1.40月分  | 4.15月分       |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |        |         |  |
|                             |   |             | 期末        | 勤勉        | 計              |        |                 |             |                             |             |        |              |        |              |        |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |        |         |  |
|                             | 6月期   |             | 1.25月分    | 0.70月分    | 1.95月分         |        |                 |             |                             |             |        |              |        |              |        |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |        |         |  |
|                             | 12月期  |             | 1.50月分    | 0.70月分    | 2.20月分         |        |                 |             |                             |             |        |              |        |              |        |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |        |         |  |
| 計                           | 2.75月分  | 1.40月分      | 4.15月分    |           |                |        |                 |             |                             |             |        |              |        |              |        |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |        |         |  |
| ※職制上の段階、職務の級等による加算措置〔有〕     |   |             |           |           |                |        |                 |             |                             |             |        |              |        |              |        |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |        |         |  |
|                             |   |             |           |           |                |        |                 |             |                             |             |        |              |        |              |        |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |        |         |  |
| 扶養手当                        | (支給額)   | 甲賀市の制度と同じ   |           |           |                |        |                 |             |                             |             |        |              |        |              |        |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |        |         |  |
|                             | <table border="1"> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>扶養親族</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>(配偶者がいない場合の1人目)</td> <td>(11,000円)</td> </tr> <tr> <td>満16歳になる年度から<br/>満22歳になる年度末まで</td> <td>加算 5,000円</td> </tr> </tbody> </table>   |             | 配偶者       | 13,000円   | 扶養親族           | 6,500円 | (配偶者がいない場合の1人目) | (11,000円)   | 満16歳になる年度から<br>満22歳になる年度末まで | 加算 5,000円   |        |              |        |              |        |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |        |         |  |
|                             | 配偶者   |             | 13,000円   |           |                |        |                 |             |                             |             |        |              |        |              |        |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |        |         |  |
|                             | 扶養親族  |             | 6,500円    |           |                |        |                 |             |                             |             |        |              |        |              |        |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |        |         |  |
| (配偶者がいない場合の1人目)             | (11,000円)   |             |           |           |                |        |                 |             |                             |             |        |              |        |              |        |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |        |         |  |
| 満16歳になる年度から<br>満22歳になる年度末まで | 加算 5,000円   |             |           |           |                |        |                 |             |                             |             |        |              |        |              |        |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |        |         |  |
|                             |   |             |           |           |                |        |                 |             |                             |             |        |              |        |              |        |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |        |         |  |
|                             |   |             |           |           |                |        |                 |             |                             |             |        |              |        |              |        |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |        |         |  |
| 住居手当                        | (支給額)   | (月額)        | 甲賀市の制度と同じ |           |                |        |                 |             |                             |             |        |              |        |              |        |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |        |         |  |
|                             | <table border="1"> <tbody> <tr> <td>借家・借間(最高限度)</td> <td>27,000円</td> </tr> <tr> <td>持ち家(新築・購入から5年)</td> <td>2,500円</td> </tr> </tbody> </table>  | 借家・借間(最高限度) |           | 27,000円   | 持ち家(新築・購入から5年) | 2,500円 |                 |             |                             |             |        |              |        |              |        |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |        |         |  |
|                             | 借家・借間(最高限度)   | 27,000円     |           |           |                |        |                 |             |                             |             |        |              |        |              |        |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |        |         |  |
| 持ち家(新築・購入から5年)              | 2,500円  |             |           |           |                |        |                 |             |                             |             |        |              |        |              |        |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |        |         |  |
| ※持ち家に係る手当は平成21年12月から廃止しました。 |   |             |           |           |                |        |                 |             |                             |             |        |              |        |              |        |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |        |         |  |
| 通勤手当                        | (支給額)   | 甲賀市の制度と同じ   |           |           |                |        |                 |             |                             |             |        |              |        |              |        |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |        |         |  |
|                             | 公共交通機関利用(最高限度)  |             |           | 55,000円/月 |                |        |                 |             |                             |             |        |              |        |              |        |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |        |         |  |
|                             | 交通用具使用(月額)  |             |           |           |                |        |                 |             |                             |             |        |              |        |              |        |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |        |         |  |
|                             | <table border="1"> <thead> <tr> <th>距離</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2km未満</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2km以上 5km未満</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>5km以上10km未満</td> <td>4,100円</td> </tr> <tr> <td>10km以上15km未満</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>15km以上20km未満</td> <td>8,900円</td> </tr> <tr> <td>20km以上25km未満</td> <td>11,300円</td> </tr> <tr> <td>25km以上30km未満</td> <td>13,700円</td> </tr> <tr> <td>30km以上35km未満</td> <td>16,100円</td> </tr> <tr> <td>35km以上40km未満</td> <td>18,500円</td> </tr> <tr> <td>40km以上45km未満</td> <td>20,900円</td> </tr> <tr> <td>45km以上50km未満</td> <td>21,800円</td> </tr> <tr> <td>50km以上55km未満</td> <td>22,700円</td> </tr> <tr> <td>55km以上60km未満</td> <td>23,600円</td> </tr> <tr> <td>60km以上</td> <td>24,500円</td> </tr> </tbody> </table> |             |           | 距離        | 金額             | 2km未満  | —               | 2km以上 5km未満 | 2,000円                      | 5km以上10km未満 | 4,100円 | 10km以上15km未満 | 6,500円 | 15km以上20km未満 | 8,900円 | 20km以上25km未満 | 11,300円 | 25km以上30km未満 | 13,700円 | 30km以上35km未満 | 16,100円 | 35km以上40km未満 | 18,500円 | 40km以上45km未満 | 20,900円 | 45km以上50km未満 | 21,800円 | 50km以上55km未満 | 22,700円 | 55km以上60km未満 | 23,600円 | 60km以上 | 24,500円 |  |
|                             | 距離  |             |           | 金額        |                |        |                 |             |                             |             |        |              |        |              |        |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |        |         |  |
|                             | 2km未満   |             |           | —         |                |        |                 |             |                             |             |        |              |        |              |        |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |        |         |  |
|                             | 2km以上 5km未満   |             |           | 2,000円    |                |        |                 |             |                             |             |        |              |        |              |        |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |        |         |  |
|                             | 5km以上10km未満   |             |           | 4,100円    |                |        |                 |             |                             |             |        |              |        |              |        |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |        |         |  |
|                             | 10km以上15km未満  |             |           | 6,500円    |                |        |                 |             |                             |             |        |              |        |              |        |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |        |         |  |
|                             | 15km以上20km未満  |             |           | 8,900円    |                |        |                 |             |                             |             |        |              |        |              |        |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |        |         |  |
|                             | 20km以上25km未満  |             |           | 11,300円   |                |        |                 |             |                             |             |        |              |        |              |        |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |        |         |  |
|                             | 25km以上30km未満  |             |           | 13,700円   |                |        |                 |             |                             |             |        |              |        |              |        |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |        |         |  |
|                             | 30km以上35km未満  |             |           | 16,100円   |                |        |                 |             |                             |             |        |              |        |              |        |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |        |         |  |
|                             | 35km以上40km未満  |             |           | 18,500円   |                |        |                 |             |                             |             |        |              |        |              |        |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |        |         |  |
| 40km以上45km未満                | 20,900円   |             |           |           |                |        |                 |             |                             |             |        |              |        |              |        |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |        |         |  |
| 45km以上50km未満                | 21,800円   |             |           |           |                |        |                 |             |                             |             |        |              |        |              |        |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |        |         |  |
| 50km以上55km未満                | 22,700円   |             |           |           |                |        |                 |             |                             |             |        |              |        |              |        |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |        |         |  |
| 55km以上60km未満                | 23,600円   |             |           |           |                |        |                 |             |                             |             |        |              |        |              |        |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |        |         |  |
| 60km以上                      | 24,500円   |             |           |           |                |        |                 |             |                             |             |        |              |        |              |        |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |        |         |  |
|                             |   |             |           |           |                |        |                 |             |                             |             |        |              |        |              |        |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |        |         |  |
|                             |   |             |           |           |                |        |                 |             |                             |             |        |              |        |              |        |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |        |         |  |
|                             |   |             |           |           |                |        |                 |             |                             |             |        |              |        |              |        |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |        |         |  |
|                             |   |             |           |           |                |        |                 |             |                             |             |        |              |        |              |        |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |        |         |  |
|                             |   |             |           |           |                |        |                 |             |                             |             |        |              |        |              |        |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |        |         |  |
|                             |   |             |           |           |                |        |                 |             |                             |             |        |              |        |              |        |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |        |         |  |
|                             |   |             |           |           |                |        |                 |             |                             |             |        |              |        |              |        |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |        |         |  |
|                             |   |             |           |           |                |        |                 |             |                             |             |        |              |        |              |        |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |        |         |  |
|                             |   |             |           |           |                |        |                 |             |                             |             |        |              |        |              |        |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |        |         |  |
|                             |   |             |           |           |                |        |                 |             |                             |             |        |              |        |              |        |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |              |         |        |         |  |

|                              |                       |          |
|------------------------------|-----------------------|----------|
| 特殊勤務手当<br>(平成21年度<br>普通会計決算) | 支給総額                  | 498,000円 |
|                              | 職員全体に占める<br>手当支給職員の割合 | 9.4%     |
|                              | 支給職員1人当たり<br>平均支給年額   | 5,533円   |
|                              | 支給した手当の種類<br>(手当数)    | 1        |

| 時間外勤務手当<br>(普通会計決算) |      | 支給総額<br>(A) | 臨時的な時間外手当<br>(選挙の投開票)<br>(B) | 差引通常経費<br>(A)-(B)=(C) | 対象者数<br>(D) | 職員1人当たり<br>平均支給年額<br>(C)/(D) |
|---------------------|------|-------------|------------------------------|-----------------------|-------------|------------------------------|
|                     | 21年度 | 1億6,760万7千円 | 2,880万6千円                    | 1億3,880万1千円           | 586人        | 236,862円                     |
|                     | 20年度 | 1億5,125万5千円 | 1,135万7千円                    | 1億3,989万8千円           | 612人        | 228,592円                     |

(注) 1 時間外勤務手当の支給対象者は平成21年度普通会計の職員数756人の内、管理職170人を除く586人です。

## 6 職員の平均給料月額および平均年齢の状況(平成22年4月1日現在)

| 区分   | 一般行政職 674名 |       | 医療職 33名  |       | 技能労務職 62名 |       |
|------|------------|-------|----------|-------|-----------|-------|
|      | 平均給料月額     | 平均年齢  | 平均給料月額   | 平均年齢  | 平均給料月額    | 平均年齢  |
| 普通会計 | 312,800円   | 40歳7月 | 291,400円 | 38歳8月 | 284,300円  | 53歳1月 |

## 7 職員の初任給の状況(平成22年4月1日現在)

| 区分    | 甲賀市   |                 | 国(I種)    |                 |          |
|-------|-------|-----------------|----------|-----------------|----------|
|       | 決定初任給 | 採用2年経過日<br>給料月額 | 決定初任給    | 採用2年経過日<br>給料月額 |          |
| 一般行政職 | 大学卒   | 172,200円        | 184,200円 | 185,800円        | 198,200円 |
|       | 短大卒   | 149,800円        | 160,200円 | 152,800円        | 164,300円 |
|       | 高校卒   | 140,100円        | 148,500円 | 140,100円        | 148,500円 |

## 8 職員の経験年数別・学歴別 平均給料月額の状況 (平成22年4月1日現在)

| 区分    | 学歴  | 経験年数     | 経験年数     | 経験年数     |
|-------|-----|----------|----------|----------|
|       |     | 10年      | 15年      | 20年      |
| 一般行政職 | 大学卒 | 265,700円 | 302,500円 | 357,000円 |
|       | 短大卒 | 236,100円 | 288,400円 | 322,100円 |
|       | 高校卒 | 対象者なし    | 対象者なし    | 309,300円 |

## 9 国との給料月額の水準比較(ラスパイレス指数<sup>※</sup>)の状況

| 区分    | 平成21年度 |
|-------|--------|
| 一般行政職 | 96.4   |

※国家公務員の給料月額を100とみなした場合は指数

## 10 一般行政職の級別職員数の状況(平成22年4月1日現在)

| 区分        | 1級   | 2級       | 3級    | 4級    | 5級     |
|-----------|------|----------|-------|-------|--------|
| 標準的な職務の名称 | 主事   | 主事       | 主査    | 係長    | 課長補佐   |
| 職員数       | 59人  | 114人     | 214人  | 121人  | 89人    |
| 構成比       | 8.8% | 16.9%    | 31.7% | 17.9% | 13.2%  |
| 区分        | 6級   | 7級       |       |       | 計      |
| 標準的な職務の名称 | 課長   | 次長<br>部長 |       |       |        |
| 職員数       | 47人  | 30人      |       |       | 674人   |
| 構成比       | 7.0% | 4.5%     |       |       | 100.0% |

(注) 1 甲賀市の給与条列に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務の名称とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

## 11 甲賀市独自の削減状況(平成21年度普通会計の状況)

市の独自削減として特別職、一般職員の給与について以下のとおり実施しています。

| 区分               | 削減内容   | 削減額          |  |     |         |
|------------------|--|--------------|--|-----|---------|
| 特別職給料削減          | (月額)   | 247万2千円      |  |     |         |
|                  | 市長   |              | 本来の支給額 900,000円<br>削減率 10%<br>削減後の額 810,000円 |     |         |
|                  | 副市長  |              | 本来の支給額 750,000円<br>削減率 8%<br>削減後の額 690,000円  |     |         |
|                  | 教育長  |              | 本来の支給額 700,000円<br>削減率 8%<br>削減後の額 644,000円  |     |         |
| 管理職手当の削減         | (月額)   | 883万2千円      |  |     |         |
|                  | 職名   |              | 本来の支給額                                       | 削減率 | 削減後の額   |
|                  | 部長級  |              | 79,100円                                      | 15% | 67,235円 |
|                  | 次長級  |              | 70,200円                                      | 15% | 59,670円 |
|                  | 課長級  |              | 60,200円                                      | 13% | 52,374円 |
|                  | 参事   |              | 56,000円                                      | 13% | 48,720円 |
| 課長補佐             | 47,100円  | 10%          | 42,390円                                      |     |         |
| ※一般行政職を例にあげています。 |  |              |  |     |         |
| 職員給料の削減          | 管理職  | 現給保障給の100%削減 | 1,374万7千円                                    |     |         |
|                  | 一般職  | 現給保障給の30%削減  |  |     |         |
|                  | ※現給保障給とは平成18年4月1日に給与改革があった際、その前日に受けていた給料と新給料の差額を支給するものです。平成22年4月からは、全職種において廃止しました。 |              |  |     |         |
|                  | 職員給料の削減に伴う期末、勤勉手当の減額   | 561万7千円      |  |     |         |
| 合計               |  | 3,066万8千円    |  |     |         |

## 12 公平委員会の報告

- ①勤務条件に関する措置の要求の状況
- ②不利益処分に関する不服申し立ての状況
- ③その他

いずれも平成21年度において要求はありませんでした。

秋の叙勲・危険業務従事者叙勲

受章おめでとう！アワードがります

平成22年秋の叙勲および第15回危険業務従事者叙勲で市内から次の方々が受章されました。

秋の叙勲

瑞宝小綬章

中森 武氏(土山町猪鼻)



昭和36年4月に滋賀県に奉職されて以来、40年の長きにわたり滋賀県職員として地方行政に従事されました。

この間、議事事務局局長、農政生産部長などの要職を歴任され、県民生活の向上に尽力され、また、平成15年4月から19年4月までは代表監査委員として、監査制度の確立に貢献されました。現在も滋賀県医師会監事を始めとする多くの役職で活躍されています。

瑞宝双光章

山尾 康雄氏(甲南町新治)



公立小学校教諭として、健全な児童の育成をめざし、基礎

危険業務従事者叙勲

瑞宝双光章

玉木 正夫氏(信楽町勲旨)



昭和46年6月に自衛隊に入隊され、35年有余にわたり第7師団(北海道東千歳市)で戦車小隊長として小隊長の指揮統率に従事されました。

また、隊員の服務指導や即応予備自衛官の召集訓練を担当され、人材育成に貢献されました。さらには厚生班長として隊員の福利厚生業務に務められるなど、防衛行政に尽力されました。

瑞宝単光章

畠増 純一氏(信楽町長野)



昭和31年より信楽焼製造業に従事され、平成4年に信楽焼伝統工芸士に認定、その後現在まで、信楽伝統工芸士会会長、滋賀県伝統工芸士会会長など多くの役職を務められ、技術の伝承、人材の育成に尽力されました。

また、信楽焼の技法、歴史について研究され、多くの書物を発刊されるなど、信楽焼の振興に大きく貢献されました。

瑞宝双光章

森島 保氏(甲南町寺庄)



昭和32年4月に滋賀県巡査に就かれて以来、40年余の長きにわたり警察業務に取り組み、地域警察部門等を中心に活躍されました。

この間、駐在所や交番において警ら活動等の各種防犯活動に精励され、事故防止や犯罪検挙に多くの業績をおさめられ、地域住民の安全確保に大きく貢献されました。

平成23年(2011年)

甲賀市成人式

期日 平成23年1月9日(日)  
会場 あいこうか市民ホール  
対象 平成2年4月2日～平成3年4月1日生まれの方

日程 13:30～ 開場・受付  
14:00～14:30 第一部 記念式典  
14:45～16:00 第二部 記念イベント～新成人のつどい～地域代表ペンタゴン(クイズ大会)

第三部 地元が集まれ！若人よ☆(分散開催)

16:30～18:00 水口社会福祉センター  
16:30～18:00 水口中央公民館(鹿深ホール)  
17:15～19:00 土山開発センター  
17:00～18:30 かふか生涯学習館  
17:00～19:00 忍の里プララ  
17:15～19:00 信楽中央公民館

その他

- 参加対象となっておられる方へは個別に招待状は送付しませんが、対象の方であればどなたでも参加できます。(市内在住の有無を問いません。)
- 当日は、駐車スペースの不足が予想されますので、公共交通機関をご利用ください。
- 本人以外の入場はできませんのでご了承ください。ただし、付き添いが必要な場合は、事前にご連絡をお願いします。

問い合わせ 社会教育課 青少年育成係  
☎ 86-8022 ☎ 86-8380

主催 甲賀市・甲賀市教育委員会・成人式実行委員会

# 信楽まちなか芸術祭が閉幕

深まりゆく秋の信楽を舞台に展開された信楽まちなか芸術祭が11月23日、54日の会期を終えて閉幕しました。

信楽焼を始め、朝宮茶や紫香楽宮跡など、このまちなかにしかない歴史や文化を発信した祭典。訪れとおもてなしの融合によってまちなかのいたるところで感動が生まれ、そしてまちなかの新しく大きな可能性を感じることができました。

今回は、信楽まちなか芸術祭に訪れていただいた方、会場でスタッフとして信楽まちなか芸術祭を支えていただいた方のご紹介をします。

## 訪れる

おくた まちこ  
奥田 真知子さん  
ちなみ  
知菜実さん  
(信楽町長野)



信楽まちなか芸術祭は、産業と観光が接点となった、いろんなことを知ることができるイベントだったと思います。

まちなかには焼もののまちなかとしての歴史がたくさんあります。これらをアピールできるよい機会だったと思います。これからも地域が感じる信楽を地域全体で盛り上げていくことができればいいですね。



ふじもと ただし  
藤本 忠さん  
リエ子さん  
(大阪府枚方市)

毎年この季節に紅葉とまちなかの観光に訪れています。今回は、信楽まちなか

芸術祭のため、仕事の風景なども見ることができ、新たな面を知ることができました。

信楽のまちは、落ち着いた古き良き時代の雰囲気があり、ホッとします。この素敵な風景が変わらず残り続けてほしいと思います。

まつもと りょうた  
松本 良太さん  
(茨城県笠間市)



自分が住んでいる所が陶器のまちなかで、もともと陶器に興味があり、全国の陶器のまちなかを訪れています。

信楽まちなか芸術祭は、聞いていたよりも規模が大きく、陶芸に間近に触れることができ驚いています。こうしてまちなか全体で取り組んでいるイベントは珍しいのではないのでしょうか。やはり演出は大事ですね。

すずき しんいち  
鈴木 伸一さん  
(奈良県奈良市)

趣味で水彩画を楽しんでいます。ここにしかない独特の風景が間近に見られてうれしいです。



信楽には何回か来たことがありますが、国道から見るためきの風景以外は知りませんでした。違う季節にも訪れたいです。

まちなかでは、多くの地域の人に声をかけてもらいました。そんな何気ないあいさつがうれしいですね。



インフォメーションスタッフ  
いとう ゆうこ  
伊藤 由子さん  
(湖南市)

## 迎える

信楽というまちなかを知り、多くの方と触れ合うことができ、充実した毎日で非常に勉強になりました。これからはこの経験を自分の地域でも生かしていければと思います。

信楽はだれもが「〇〇ちゃん」と呼べるような、みんなが協力できるようなまちなかだと思います。今回はさらに団結できるよいきっかけだったと思います。

まちなか会場スタッフ  
きたむら かつこ  
北村 勝子さん  
(信楽町長野)

登り窯など古いまちなかの保存に非常に努力されていることを知るなど、私たち地元の間でも新しい発見があり勉強になりました。開会中、何回も訪れる方が多くおられ、私自身が信楽の魅力の大きさを感じる機会にもなりました。



いろんな方と顔見知りになり楽しく過ごせました。こういう機会があればまた参加したいですね。

信楽まちなか芸術祭の詳しい模様は、12月15日号の特集でご紹介します。

## 市民の皆さんのご意見、自治振興委員会で協議中

新しい地域コミュニティ（仮称）自治振興委員会によるまちづくりについては、これまで地域区長会やタウンミーティング、学区説明会などによる説明会を市内全域で開催し、多くの市民の皆さんに参加をいただきました。各説明会では、様々なご意見やご質問をお聞かせいただいています。

市ではお聞かせいただいたご意見のうち、市の素案との協議・調整が必要なものについて、8月に設置した自治振興委員会で、現在、議論を進めていただいています。

### 住民自治実現に向けて、市民の皆さんから貴重なご意見

これまで開催した説明会には、タウンミーティングで約1,250名、学区説明会には約950名、さらに区や自治会などの単位で開催されました出前講座に約2,300名と、多くの市民の皆さんにご参加をいただきました。

各説明会で、お聞きしたご意見やご質問は、住民自治実現に向けて貴重なご意見ばかりです。お聞かせいただいたご意見については、各会場、市としての考え方を説明させていただいたところですが、また、こうしたご意見の中には、住民自治実現のためにも市にも柔軟な対応が求められるものもあり、市の素案との協議・調整が必要と考えています。

### 自治振興委員会に報告

市では、市民の皆さんから聞かせていただいたすべてのご意見について、自治振興委員会に報告させていただきました。また、その中で、市の素案との協議・調整が必要なご意見について

は8つの項目に集約し、同委員会での議論をお願いし、委員会としての意見をまとめたことについてです。

同委員会は、地域区長会の代表や市内各地域でご活躍いただく市民代表の皆さんなど15名の方から構成される委員会で、委員の皆さんには、常に市民視点という姿勢を大切にいただきたきながら、積極的な意見交換を展開いただいています。

### 自治振興委員会の意見を受け、市の最終案をまとめます

委員会は、8月の第1回以降、これまで計4回開催いただいております。今後も委員会を重ねていただき、よりよいまちづくりへの議論を深めていただきます。

今後、市では、委員会としての見解をお示しいただいた後に、そのご意見を尊重させていただきながら、市の実情に照らし合わせた上で、市の最終案としてまとめてまいります。

#### 協議・調整いただく8項目

- （仮称）自治振興会の区域について
- （仮称）地域コミュニティセンターの窓口機能について
- （仮称）自治振興会の設立の時期について
- 区、区長会、（仮称）自治振興会の関係について
- （仮称）地域コミュニティセンターの位置（施設）について
- （仮称）自治振興会による市民サービスの向上について
- 自治基本条例の制定及びレベルの平準化について
- 自治振興交付金について

問い合わせ 地域コミュニティ推進室 ☎ 65-0687 ☎ 63-4554

## 相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いを変更

最高裁判所において、遺族の方が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象にならないとする判決がありました。そこで、このような年金に係る税務上の取扱いを改めることになりましたのでお知らせします。

これにより、平成17年分から平成21年分までの各年分について所得税が納めすぎとなっている方につきましては、その納めすぎとなっている所得税が還付となります。

お手数をお掛けしますが、必要な手続き（更正の請求または確定申告など）をしていただきますようお願いいたします。

この取扱いの変更の対象となる方や所得税の還付のお手続きについては、国税庁ホームページ【[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】をご覧ください。最寄りの税務署にお問い合わせください。

※平成17年分について、早い方は平成22年12月末が還付できる期限となりますので、お早めのお手続きをお願いいたします。

※受け取られた年金の受給権が相続税や贈与税の課税対象となる場合は、実際に相続税や贈与税の納税額が生じなかった方も対象となります。

問い合わせ 水口税務署 ☎ 62-0314（自動音声案内）



料金受取人払郵便

水口支店承認

38

差出有効期間  
平成23年6月  
30日まで

(切手を貼らずに  
お出しください)

5 2 8 8 7 9 0

甲賀市長 行

(受取人)

甲賀市水口町水口六〇五三番地



市長への手紙

(山折り)

キ  
リ  
ト  
リ

キ  
リ  
ト  
リ

キ  
リ  
ト  
リ

下記のとおり封筒を作ってください。

- ①キリトリ線に沿って切り、中央を山折りにしてください。
- ②のりしろにのりをつけて貼り合わせてください。
- ③切手は貼らずにそのままポストへ投函してください。



市では、市民と行政が一体となってまちづくりを進めるため、市政に関するご意見をいただく「市長への手紙」を実施しています。「市長への手紙」は日ごろ市民の皆さんが、市政について考えていること、気がついたことなどをお寄せいただき、いつでもどこでも市政に参加していただくこうというものです。ぜひ、市長にお手紙をお寄せください。

あらかじめご了承ください。  
(お名前は掲載しません。また、要旨での掲載になります。)

「市長への手紙」はこのページの用紙をご利用いただくか、各支所などに備え付けの様式をご利用ください。

なお、返信をさせていただきますので、お手紙には必ず住所・氏名をご記入ください。

問い合わせ

広報課 広報公聴係

☎ 65-0675

☎ 63-4619

## 年末の交通安全県民運動

実施期間

12月1日(水)~31日(金)

運動の重点項目

- 飲酒運転の根絶
- 高齢者の交通事故防止
- 全席シートベルト、チャイルドシートの正しい着用の徹底
- 夕暮れ時、夜間における交通事故防止 (前照灯早め点灯の実施)

※交差点等での右左折時は、早めに方向指示器を出すなど、気配り、心配りのある運転を心掛けましょう。

問い合わせ

県土木交通部交通政策課

☎ 077-528-3682

生活環境課 ☎ 65-0686 ☎ 63-4582



# みんなで作ろう

# 人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～

昭和23年(1948年)に世界人権宣言が採択されたのを記念に、毎年12月10日を「人権デー」と定め、この日を最終日とする1週間を「人権週間」として、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動を行っています。

甲賀市の人権擁護委員は次の方々です。(敬称略)

昭和23年(1948年)に世界人権宣言が採択されたのを記念に、毎年12月10日を「人権デー」と定め、この日を最終日とする1週間を「人権週間」として、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動を行っています。



人権イメージキャラクター 人KENまもる君・人KENおほみちゃん

- 西村 泰雄 (水口町新城)
- 池田 仁美 (水口町下山)
- 森村シズ子 (水口町中邸)
- 田中美代子 (水口町宇川)
- 竹崎 文雄 (水口町泉)
- 市井 幸夫 (土山町大野)
- 前田喜志江 (土山町北土山)
- 片山 澄子 (土山町笹路)
- 中本たみ子 (甲賀町神)
- 一宮 祥子 (甲賀町小佐治)
- 富山 朝司 (甲賀町油日)
- 田中 義人 (甲南町野川)
- 伊室 信子 (甲南町寺庄)
- 木村 功 (甲南町野田)
- 中島 清美 (信楽町柞原)
- 豊田いつみ (信楽町江田)
- 黄瀬 忠幸 (信楽町宮町)

相談は下記でも受け付けていますので、気軽にご利用ください。(相談無料・秘密厳守)

大津地方法務局人権擁護課 ☎077-522-4673  
 大津地方法務局甲賀支局 ☎0748-62-1828  
 子どもの人権110番 ☎0120-007-110  
 女性の人権ホットライン ☎0570-070-810

**人権クイズ2010**

12月10日は「〇〇デー」です。

〇〇に入る文字(漢字2文字またはひらがな4文字)をお答えください。

ハガキに答え、郵便番号、住所、氏名(ご意見を書いて、12月20日(月)(必着)までに左記まで応募してください。正解者の中から抽選で50名様に記念品を贈呈します。

**応募先**

〒520-8516 大津市御陵町3番6号 大津地方法務局 滋賀県人権擁護委員連合会「人権クイズ」係 または、滋賀県人権啓発ネットワーク協議会ホームページのトップページにあるメールアドレス(EJP16020@nifty.com)からも応募できます。

問い合わせ 人権推進課 人権政策係 ☎ 65-0694 ☎ 63-4582



丸剤の作り方を教わる児童

## くすりと天体観測で交流深める

～集えカシオペアの子どもたち! こうかのくすりと天体探検隊～

11月13日、甲賀市、亀山市、伊賀市の子どもたちが集まり、人と薬のかわりや天体現象を学習しながら交流を深める「こうかのくすりと天体探検隊」が開催されました。

この催しは、県境を越えたまちの交流を目的に活動する「カシオペアの会」の主催により行われたもの。この日は、3市の小学6年生32人が集まり、くすり学習館での製剤体験やかふか生涯学習館での天体観測、イルミスコープ作りを楽しみながら交流を深めました。

カシオペアの会は、甲賀市、亀山市、伊賀市とかめやま美術館で構成され、「道」で通じ合う鈴鹿山麓一体の知られざる史跡、景観の再発見と地域内外への情報発信のため、広域的事業を中心に活動する団体です。

今後も県境を越えた地域の文化を結びつける催しや連帯感を持った観光事業が展開されます。



▲歓迎のあいさつを述べる中嶋市長



## 忍者にまつわる ゲームに挑戦

～忍者五種競技～

**忍**法を現代風にアレンジした競技「忍者五種競技」が11月7日、市役所甲南庁舎駐車場で行われました。

この催しは、甲南町商工会主催のニンニンフェアの中で行われたもので、小学生から大人までの現代の忍者が技を競いました。

参加者は、忍法国盗り合戦、忍法長筒吹き矢などと題された5つのゲームに挑戦。忍者をほうふつさせる華麗な動きや、悪戦苦闘の光景が繰り広げられました。



▲競技に挑む参加者

## 防災活動を間近で見学

～こうかファイヤーフェスティバル～

**防**火・防災にふれあうイベント「こうかファイヤーフェスティバル2010」が11月13日、甲賀広域行政組合消防本部駐車場で行われ、たくさんの方の家族連れでにぎわいました。

会場には、子どもたちに大人気のはしご車など消防車両の展示、地震や煙の体験、クイズなどのコーナーが設けられ、楽しみながら防火・防災について学ぶことができました。

また、レスキュー隊と防災航空隊の災害救出訓練が披露され、普段なかなか見ることができない救出の様やヘリコプターを間近に見学、緊迫した様子に見入りました。

来場者は貴重な体験や楽しいコーナーで災害時の心構えや日ごろの備えなど考える機会となりました。



▲県防災ヘリ「淡海」を見学する皆さん

## 自慢の腹鼓響き渡る

～たぬき休むでえ～

**八**つの縁起をかつぎながら愛くるしい顔でみんなに癒やしを与えてくれる信楽焼のため。毎日、店先や玄関先で頑張っているたぬきたちを休ませようとするイベント「たぬき休むでえ」が11月6日～8日に行われました。

新宮神社では、第2回全国狸の腹鼓大会が行われ、県内外から個人の部に18人、団体の部に5チームが参加、たぬきになったつもりで、「幸せなら手をたたこう」「ならぬ「幸せなら腹たたこう」の音楽に合わせてお腹をたたくと会場からは大きな笑いが沸き起こりました。

一方まちなかのたぬきは、お風呂に入ったリ、アイマスクをつけぐっすりとお寝するなどして休日を満喫、リフレッシュできたようです。



▲腹鼓を披露する子どもたち



▲お風呂でくつろぐたぬき

## 子ども駅長が「出発進行！」

### ～信楽高原鐵道信楽駅～

**信** 楽高原鐵道信楽駅で11月7日、子ども駅長が駅長業務を体験しました。

これは、信楽高原鐵道が開催した、子どもたちが描く列車や沿線の絵の展覧会「チビっ子絵画展」N信楽2010」の入賞の子どもたち6人が体験したものの。実際に運行する列車に発車の合図や、改札業務などを行いました。

子ども駅長の皆さんは、少し緊張した表情ながらも元氣よく無事に業務をこなしました。この日、信楽に訪れた人は、かわいい駅長に思わず笑顔、楽しくまちな出かけられました。



▲鉄道利用者に「駅煎」をプレゼントする子ども駅長の皆さん

## 個性あふれる力作一堂に集まる

### ～青少年美術展～

**市** 内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校の園児、児童、生徒の作品の展覧会、青少年美術展が11月5日～7日、碧水ホールで開催されました。

会場には、子どもたちが工夫を凝らして表現した平面、立体、書写の力作が多く並びました。

来場者は創造力あふれるユニークな作品やプロ顔負けの本格的な作品を興味深く鑑賞、芸術の秋を満喫できる展覧会となりました。



▲多くの力作が並ぶ会場

京都教育大学硬式野球部  
はらだ まさゆき  
**原田 将幸さん**  
(甲賀町鳥居野)

45

### 努力の成果を国際大会で発揮

オランダで行われる野球の国際大会「ハーレムベースボールウィーク」に今年日本代表として出場された原田将幸さん。現在、京都教育大学3回生で、大学野球京滋リーグ1部に在籍、MAX142キロのストレートとスライダーが武器の本格派投手として活躍中です。

大会では、プロ野球ドラフト会議で中日1位指名の大野選手らとチームメイトとなり、また圧倒的なパワーを誇る外国の選手とも対戦し、野球に対する視野が広がった、と振り返られています。

小さい頃は決してスポーツが得意ではなかったということですが、中学途中にピッチャーに転向してからめきめきと上達、高校、大学とチームの主力投手として経験を積んでこられました。

「単純に野球がうまくなりた、納得するまで野球をしたいという思いで続けてきました。何をするにも楽しむことが大切、レクリエーション的な楽しみもありますが、一生懸命努力してうまくできたときはとても楽しいものだと思います。」と話す原田さん。

ゆくゆくは野球に対して自分の考えてきたこと、やってきたことをボランティアやスポ少などで伝えていければとのことですが、プロ野球選手は？との問いかけには、プロは選りすぐりの選手からさらに選ばれた人、遠い存在です。といつつ、来年には150キロ近い球を投げ、スカウトに少し注目してもらえれば気持ちいいでしょうね。とアスリートとしての本音もチラリ。

まずは大学での野球に全力で取り組みたいという原田さんのさらなる活躍に期待です。



▲オランダの大会で力投する原田さん

# 発見! 甲賀の自然

第16回 身近な冬の野鳥たち

～身近な甲賀の自然から、興味深い話題を紹介します～

12月になり、毎朝、冷え込みを実感します。秋の虫の音も静まり、枯れた野山では生き物の気配が乏しくなります。

しかし、じっと景色をながめていると、野鳥たちは元気に活動しています。鳥は人間と同じく、体温を自分でつくり暖かい羽毛で熱を逃さないのです、寒い冬にも動けるのです。

実は、市内の人家周辺の野山や公園では、冬から春には、夏の2倍以上(40種を越える)の多くの種類の野鳥が観察できます。これは、より寒い地域から冬越しに来る冬鳥が増えるからです。冬鳥は、永久凍土のあるシベリアなど北方、北海道や本州の山岳地帯など涼しい地域で、夏の間の子育てをし、秋の終わり頃から飛んで来る渡り鳥なのです。田畑で見かけるツグミ、ジョウビタキ、

アオジ、アトリなど身近な冬鳥も多くいます。平地の林では、鈴鹿山脈から降りてくるカケスやアカゲラ、ヒガラなども冬限定の仲間です。

自然館では、12月22日(水)から身近な甲賀の野鳥について特別展を行います。ご関心のある方はぜひ、ご来館ください。



◀ツグミ(白い眉と背中  
の赤茶色が特徴)

問い合わせ みなくち子どもの森自然館  
☎ 63-6712 ☎ 63-0466

## 市史の45小径

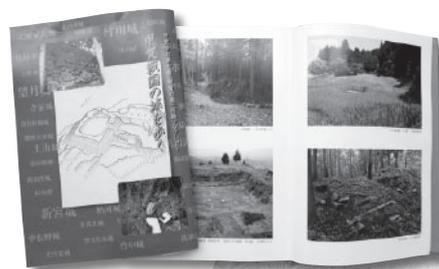
### 甲賀戦国の城へようこそ 甲賀市史第7巻 「甲賀の城」刊行!!

全国的に戦国時代やお城に注目が集まる中、『甲賀市史』全8巻のうち、その3冊目となる第7巻「甲賀の城」が刊行されました。

市の歴史を語る上で見逃すことができないのが、戦国時代のほぼ100年間に200余りが築かれたというお城の存在です。その多くは四方に土塁と堀をめぐらした「土の城」ですが、戦国甲賀の主役であった「甲賀衆」の活躍を直接知ることもできる甲賀らしさにあふれた史跡として、全国的にも注目を集めています。

本書は180にのぼる市内の城郭遺構を4年の歳月をかけて現地調査を行い、詳細な縄張り図や、最新の研究成果に基づいた解説によって詳しく紹介するとともに、城郭探訪のガイドとなるカラーブックレット「甲賀戦国の城を歩く」を同梱。この一冊で魅力あふれる甲賀のお城の全ぼうがわかります。ぜひご購入ください。

B5判 本文約510頁  
上製本・函入り・写真図版多数  
【販売価格】 3500円



▲甲賀市史第7巻「甲賀の城」

【販売場所】  
〈水口町〉ブックショップヤマカワ・ブックストア  
ヤ・山田書店・TSUTAYAさんぽーど・水口  
歴史民俗資料館(土山町)ウエフ・道の駅あいの土  
山・新名神土山サービスエリア案内所・土山歴史民  
俗資料館(甲賀町)かふか生涯学習館(甲南町)ウ  
イング甲南店・市史編さん室(信楽町)大宝堂会川  
書店・信楽伝統産業会館・信楽高原鐵道信楽駅・県  
立陶芸の森産業展示館・信楽中央公民館

問い合わせ  
歴史文化財課 市史編さん室  
☎ 86-8075  
☎ 86-8216

※詳しくは市ホームページ、暮らしのガイド→教育文化→市史編さんをご覧ください。

# 甲賀市文化協会

## 連合会文芸欄



### 岩上短歌教室

曾孫そうそんの小さな手足りゅうりゅう凜りんしくて生れまし姿涙ぐみおり  
無二の友天に召されて早一年逢ひとねひたいおもい星に託たくしたや

大野 澄子

退職後十余年過ぎ疎遠なり友との出逢いい年々減りゆく  
鬼火おにびの苗たまわりて育てしに一番成りを精霊まよひに供たまう

長 悦子

遠き日に椿はるなこ名湖畔で求めたる石南花咲きぬ思い出新あたらたに  
八十路山坂やそじやまざか越えて生きて来し障害持てど今を楽したのしく

治武 美代

体力が日々衰える八十路まえ気力で生きる笑い忘れず  
今日も雨予報に晴のマークなく畑では馬鈴薯かぼちゃが我を待つかも

鈴木 貞子

発表会スパンコールが光る袖華やかな衣装大正琴の音ながれる  
曼珠沙華まんじゆしゃげ棚田をかこみもえる朱あかき炎は青空に映ゆ

竹田 貞子

風鈴のゆるる音色に耳よせてめぐり来る季に若き日思おもふ  
炎天下木々をふるわせ精一ばい鳴く蝉あわれみじかきひとよ一生

中島 たき

紫陽花あじさいの一枝に宿れるかたつむり梅雨の晴れ間を覗のぞくがに見ゆ  
植ちゑたての稚苗ちひなえにふむ朝露は光となりて水面に消ゆる

山田美代子

この暑さ百十三年来と報じいるあえぎつつ掘る白菜の地を  
老おい夫の火花を散らし研磨せる防塵眼鏡ぼうじんめがねの奥の眼けわし

東 みき

水口町文化協会



## 家庭教育 子育て・親育ち講座

～教育の出発点は家庭から～

第17回

食べる楽しさを  
親子で



未就園児の親子を対象に家庭教育支援事業『親子食育講座』(全4回予定)で、これまでに「梅干し作り」、季節の野菜や果物を使った「ジャム作り」を行いました。梅のへた取りやピーラーでのにんじんの皮むき、すりおろしなどの作業に熱中する子どもの様子はほほえましく、何より「自分で作った」食べ物を身近に感じて家庭でよく食べるようになったとの声もいただいています。

第3回は、お正月に合わせて「おせち作り」をします。伝統や地域によって、「おせち」のスタイルも様々ありますが、和食の基本である「出汁だし」のおいしさをじっくり味わうことや、おせちのメニューの中でもっと日常的に扱とっていただきたい食材を中心に調理体験を計画しています。また、第4回は2月に「みそ作り」の予定です。

ケガなどしないように調理道具の扱いには十分な注意が必要ですが、子どもと一緒に台所仕事を楽しむことは、食に対する関心の芽生えや家族の一員として仕事をする「お手伝い」にもつながります。この講座が自然に子どもを台所に招き入れるきっかけになり、親子で“食”を楽しんでいただければ願っています。



問い合わせ 子育て未来課 家庭教育振興係  
☎ 86-8171 ☎ 86-8380



こうか  
まちかど特派員

むらやま としこ  
村山 敏子



# 日本古来の伝統文化を踊り伝える

今回は、甲賀町の公民館活動として始まり、40年近く生涯学習の一環として仲間づくりをしながら活動されている甲賀民踊の皆さんを取材、その歴史ある活動と民踊の魅力をご紹介します。

日本各地で先人が土と汗の匂いとともに作り育て、今日まで伝えられてきた民謡、それを体で表現し、踊り伝えることを目的にかふか生涯学習館で練習に精進されている甲賀民踊の皆さん。現在19名の会員で、毎週木曜日20時から22時に練習されています。

民踊には、野生的な部分と、健康で躍動的な部分が同居する美しさがあります。野遊び村遊びから生まれた唄や踊りにはどこか懐かしく大衆の心をひきつけ虜にする力があるの



▲熱心に行われる練習の風景

ではないでしょうか。私も例外ではなく、民踊を体感していると、知らず知らずのうちにリズムを取りウキウキした気分になります。

しなやかな踊り、実際にあんなふうに踊れたらどんなに気持ちがいいことでしょうか。私自身も踊った経験がありますが、体の動き、目線や表情で感情を込めて民踊の本意を伝えることは簡単なことではありません。

会員の皆さんは勤めや家事、介護、子育てなどの合い間に時間を見つけて参加されています。練習に練習を重ね一つの形を身につけて発表へいたる努力のプロセスは、好きなことに向かってみんなが一つになりやり遂げる素晴らしいものです。

皆さんは、いろんなイベントや各種大会などに参加し、日頃の練習の成果を披露されています。また、老人ホームやデイサービスの慰問、敬老会行事のボランティア活動等に積極的に参加され、踊りの楽しさを多くの方に伝えられています。地元のスイリよう節保存会にも所属され、甲賀町内の3小学校や甲賀荘、櫛

野寺などでスイリよう節も披露、伝統文化の伝承にも一役買われています。他にも北海道の鯨場音頭から沖縄県の谷茶前まで全国に伝わる踊りをマスターされるなどその活動は多岐にわたります。

活動が長く続いている理由をお聞きますと、

- ・ 好きが一番
  - ・ 交流ができる
  - ・ 1年に2回講習会があり新しい踊りが覚えられる
  - ・ ボランティアで行くと喜んでいただけ
  - ・ 日本の伝統が伝えられる
  - ・ 大勢で踊るので隊型を変えたり合わせる難しさはあるが、合ったときの美しさが気持ちいい
  - ・ 踊りきったあとの充実感
  - ・ 頑張ればだれでもできる
  - ・ 健康によい
  - ・ 華やかな衣装が着られる
- など実に多くの魅力を話していただきました。そして「何よりも楽しいです。」とおっしゃっていたのが印象的でした。
- 健康的で見る人も踊っている人も

▼大津市で行われた大会での発表



▲老人クラブ運動会では、地域の皆さんと共演

楽しく豊かになれる民踊、皆さんも一度体験されてはいかがでしょう。民踊の魅力にきつとはまってまいりますよ。

# 年末・年始のし尿くみとり、 家庭ごみの収集日程

年末・年始のし尿くみとりおよび家庭ごみの収集日は次の表のとおりです。  
年始は各業務とも1月4日(火)から開始します。

し尿くみとり

| 業者                        | 年末臨時申込期限日    | 地域 | 地区  |
|---------------------------|--------------|----|---|
| 水口テクノス<br>(☎0748-62-1959) | 12/15<br>(水) | 水口 | 全域  |
|                           |              | 信楽 | 長野<br>北新町、北出町、問屋町、陶生町、広芝町、東二本丸町、<br>上二本丸町、新二本丸町、みのりが丘町、大窯町、福島町、辻町、<br>中町、馬場町、本町、中出町、元町、末広町、焼屋町、旭町、<br>ハイランド町、つくしが丘町 |
|                           |              |    | 江田、神山、田代、畑  |
| 日映日野<br>(☎0748-53-3941)   | 12/13<br>(月) | 土山 | 大野学区  |
|                           |              | 甲賀 | 相模、大原市場を除く大原学区、油日学区、佐山学区  |
|                           |              | 甲南 | 全域  |
| ヒロセ<br>(☎0748-52-0943)    | 12/15<br>(水) | 土山 | 鮎河学区、山内学区、土山学区  |
|                           |              | 甲賀 | 相模、大原市場   |
|                           |              | 信楽 | 長野<br>愛宕町、材木町、大正町、新町、松尾町、南松尾町、栄町  |
|                           |              |    | 小原地区、多羅尾地区、雲井地区、朝宮地区  |

※臨時し尿くみとりは、直接、くみとり業者へ必ず申込期限日までに申し込んでください。

家庭ごみ収集

| 年末                |              | 12/25(土) | 12/26(日) | 12/27(月) | 12/28(火) | 12/29(水) | 12/30(木) | 12/31(金) |
|-------------------|--------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 水口                | 水口           |          |          | 燃えるごみ    | 廃プラスチック類 |          | 燃えるごみ    |          |
|                   | 岩上           |          |          | 廃プラスチック類 | 燃えるごみ    |          |          |          |
|                   | 柏木           |          |          | 廃プラスチック類 | 燃えるごみ    |          |          |          |
|                   | 綾野           |          |          | 燃えるごみ    | 廃プラスチック類 |          | 燃えるごみ    |          |
|                   | 貴生川          |          |          | 廃プラスチック類 | 燃えるごみ    |          |          |          |
|                   | 伴谷           |          |          | 廃プラスチック類 | 燃えるごみ    |          |          |          |
| 土山                | 全域           |          |          | 燃えるごみ    |          |          | 燃えるごみ    |          |
| 甲賀                | 全域           |          |          | 廃プラスチック類 | 燃えるごみ    |          |          |          |
| 甲南                | 全域           |          |          | 燃えるごみ    |          |          | 燃えるごみ    |          |
| 信楽                | 長野・西・江田・神山   |          |          |          | 燃えるごみ    |          | 廃プラスチック類 |          |
|                   | 田代・畑         |          |          | 燃えるごみ    |          |          | 燃えるごみ    |          |
|                   | 雲井・小原・朝宮・多羅尾 | ペットボトル   |          | 燃えるごみ    |          |          | 燃えるごみ    |          |
| 不燃物処理場搬入日         |              |          | ○        |          | ○        |          | ○        |          |
| 甲賀広域行政組合衛生センター搬入日 |              |          |          | ○        | ○        | ○        | ○        |          |

| 年始 1/1~1/3は収集はありません |              | 1/4(火)                              | 1/5(水)                            | 1/6(木)   | 1/7(金)   |
|---------------------|--------------|-------------------------------------|-----------------------------------|----------|----------|
| 水口                  | 水口           | 廃プラスチック類                            | 資源ごみ*                             | 燃えるごみ    |          |
|                     | 岩上           | 燃えるごみ                               | 資源ごみ*                             |          | 燃えるごみ    |
|                     | 柏木           | 燃えるごみ                               |                                   |          | 燃えるごみ    |
|                     | 綾野           | 廃プラスチック類                            |                                   | 燃えるごみ    |          |
|                     | 貴生川          | 燃えるごみ                               |                                   |          | 燃えるごみ    |
|                     | 伴谷           | 燃えるごみ                               |                                   |          | 燃えるごみ    |
| 土山                  | 全域           | 資源ごみ*<br>(鮎河・山内学区のみ)                |                                   | 燃えるごみ    | 廃プラスチック類 |
| 甲賀                  | 全域           | 燃えるごみ                               | びん・缶・乾電池<br>蛍光管・ペットボトル<br>発泡スチロール |          | 燃えるごみ    |
| 甲南                  | 全域           | 燃えるごみ(全域)<br>ペットボトル<br>(第2希望ヶ丘学区のみ) |                                   | 廃プラスチック類 | 燃えるごみ    |
| 信楽                  | 長野・西・江田・神山   | 燃えるごみ                               | 発泡スチロール                           | 廃プラスチック類 | 燃えるごみ    |
|                     | 田代・畑         |                                     | 発泡スチロール                           | 燃えるごみ    | 廃プラスチック類 |
|                     | 雲井・小原・朝宮・多羅尾 |                                     |                                   | 燃えるごみ    | 廃プラスチック類 |
| 不燃物処理場搬入日           |              | ○                                   |                                   | ○        |          |
| 甲賀広域行政組合衛生センター搬入日   |              | ○                                   | ○                                 | ○        | ○        |

※資源ごみ=びん、缶、スプレー缶、乾電池、蛍光管、ペットボトル、燃えないごみ(埋立・金属・小型電気製品)、廃食油、発泡スチロール、古紙類

回収申込期限 12/20(月)

粗大ごみ

| 地域    | 業者                        |
|-------|---------------------------|
| 水口・信楽 | 水口テクノス<br>(☎0748-62-5311) |
| 土山    | ヒロセ<br>(☎0748-52-0943)    |
| 甲賀・甲南 | 日映日野<br>(☎0748-53-3941)   |

※直接、各地域指定業者へ申し込んでください。  
(年末は非常に混みます。できるだけ早い申し込みをお願いします。)

お知らせ

人権教育連続セミナー

■第13回

日時 12月14日(火) 19時30分～21時  
場所 土山開発センター

内容 講演『だから生きるんだ』  
―暴走族から立ち直らせたもの―  
講師 具志アンデルソン飛雄馬さん  
※参加無料。手話通訳あり。

☎ 人権推進課

☎ 65-06693 ☎ 63-45082

税理士による税務相談

日時 12月8日(水) 13時30分～  
16時30分(受付16時まで)

場所 水口庁舎3階第1会議室

定員 予約制で先着6名(1人30分)

※相談無料

☎ 水口納税協会

☎ 62-11151 ☎ 63-017

平成23年度 競争参加資格  
審査申請の受付

市が発注する建設工事、測量・  
建設コンサルタント等、役務提供  
および物品供給等の入札参加資格  
審査申請の受付を行います。詳細  
は、提出要項(市ホームページに  
掲載、契約検査課、各支所で配布中)  
をご覧ください。(役務提供および  
物品供給等については、本年は中  
間年になりますので、平成22年度

に登録されている方は、申請の必  
要はありません。)

受付日程

・市内業者および準市内業者(市  
内にある本店、支店または営業所)

|                | 建設工事                       | 測量・建設<br>コンサル<br>タント等      | 役務提供                             | 物品供給等                            |
|----------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 受付期間<br>(郵送不可) | 平成23年<br>2月3日(木)<br>～7日(月) | 平成23年<br>2月1日(火)・<br>2日(水) | 平成23年<br>1月20日<br>(木)・21日<br>(金) | 平成23年<br>1月20日<br>(木)・21日<br>(金) |
| 受付場所           | 水口庁舎3階<br>第2・3会議室          |                            | 水口庁舎2階<br>契約検査課                  |                                  |
| 受付時間           | 9:00～11:30                 |                            | 13:30～16:00                      |                                  |
| 有効期間           | 1年間                        |                            |                                  |                                  |

※市外業者の受付については提出  
要項をご覧ください。

☎ 契約検査課

☎ 65-0678 ☎ 63-4561

「きずな」における  
外国人の生活就労相談

日時 12月6日(月)・平成23年1月  
4日(火) 13時30分～16時

場所 自主活動センター「きずな」

対象者 市内在住、在勤の外国人

の方(予約不要)

内容 【生活相談】(公営住宅、貸  
付制度、生活保護など) 滋賀県求職  
者総合支援センター

【就労相談】(就労相談、面接の  
受け方、履歴書の書き方など) 八  
口ワーク甲賀・甲賀市就労住  
宅支援員

☎ 商工観光課

☎ 65-0710 ☎ 63-4087

調理師業務従事者届けの提出

調理師免許を所持し、現在、県  
内の飲食店や給食施設等で働いて  
いる調理師の方は、調理師法によ  
り、2年ごとに調理師業務従事者  
届けを提出する必要があります。

届出用紙は、甲賀保健所および  
左記の問い合わせ先で配布してい  
ます。また、県ホームページから  
ダウンロードできます。

提出先 (社)滋賀県調理師会

〒520-0043

大津市中央二丁目4番28号錦ビル  
301号(9時～16時、土日祝日  
は除く)

届出期間 平成23年1月1日(土)

～15日(土)【郵送可】

☎ 県健康福祉部 健康推進課

☎ 077-528-3611

☎ 077-528-4857

(社) 滋賀県調理師会

☎ 077-524-0129

☎ 077-524-0129

弁理士による知的財産権(特  
許・実用新案・商標等)相談会

日時 12月8日(水) 13時30分～16時30分  
場所 信楽窯業技術試験場(予約制)

☎ 信楽窯業技術試験場

☎ 82-1155 ☎ 82-1156

催し

夜空旅人(天体観望会)

「ゆく星 くる星」

日時 12月11日(土) 19時30分～21時30分

場所 かふか生涯学習館

内容 天体のお話、木星などの観望

申込方法 電話にて左記まで

申込締切 12月10日(金)先着20名

※天候・人数等により中止する場  
合あり

※次回は平成23年1月22日(土)開  
催予定です。

☎ かふか生涯学習館

☎ 88-4100 ☎ 88-50055

忍者の里甲南

2010冬の火花

日時 12月23日(木・祝) 20時～(約  
15分間)

場所 甲南町杉谷地先(甲南PA近く)

※雨天の場合は25日(土)に順延

☎ 甲賀市観光協会

☎ 600-26690

## 親子ものしり教室

第1回 万華鏡づくり

日時 12月19日(日) 10時〜

場所 くすり学習館

定員 親子20組(40人)

費用 無料(出来上がったものはお持ち帰りいただけます。)

※この教室は来年3月まで、毎月1回の4回シリーズで開催します。

☎ 06-4145 06-4983

☎ 06-4145 06-4983

## びわこの風オーケストラ演奏会

内容 京阪神で活躍する音楽家を中心に、県内の若手演奏家やアマチュア演奏家加わり美しいハーモニーを奏でる「びわこの風オーケストラ」。シュトラウスのホルン協奏曲やシューマン〈春の交響曲〉等新年を飾ります。

日時 平成23年1月16日(日)16時開演

場所 あいこうか市民ホール

入場料 前売一般1,000円、中・高・大学生および65歳以上の方は前売500円(当日各2000円増)

前売券は、あいこうか市民ホール、忍の里プララ、あいの土山文化ホール他で発売中

☎ 06-22020200 06-22020205

☎ 06-22020200 06-22020205

☎ 06-22020200 06-22020205

☎ 06-22020200 06-22020205

☎ 06-22020200 06-22020205

## 土山太鼓踊り・子ども伝承教室

内容 土山町に伝わる貴重な民俗芸能「太鼓踊り」について、調べたり、踊りを習ったり、楽しく体験します。

期間 12月中旬〜2月(全4回)

定員 20名(先着順)・参加無料

対象 小学生〜中学生

申込方法 電話、FAXで左記まで

※会場、時間等詳しくはお問い合わせください。

☎ 06-800206 06-8216

☎ 06-800206 06-8216

## 信楽高原鉄道サンタ列車

期間 12月11日(土)〜23日(木・祝)の土日祝(予約制)

運行時間

①信楽駅10時17分発

貴生川駅10時40分着

貴生川駅10時54分発

信楽駅11時18分着

②信楽駅11時24分発

貴生川駅11時47分着

貴生川駅11時54分発

信楽駅12時18分着

(1日2往復運行)

申込 電話にて下記まで

※クリスマス等の雰囲気につつまれた列車を運行。ご乗車のお子様にはプレゼントあり

※団体の場合は平日でも運行します

す(要予約)

☎ 06-800206 06-8216

☎ 06-800206 06-8216

## ピースフルコンサート

「夢の途中」

日時 12月12日(日)14時〜(13時30分開場)

場所 信楽中央公民館大集会室

内容 アコースティックコンサート

出演者 ハミングバード、モノデリックオーケストラ

※申込不要、入場無料

☎ 06-800206 06-8216

☎ 06-800206 06-8216

## 甲南ふれあいの館 なつかしの体験教室

しめ縄作り

日時 12月12日(日)10時〜12時

内容 正月用しめ縄づくり

参加費 2000円

対象 小学生以上(20名・先着順)

申込 電話・FAXで左記まで

☎ 06-800206 06-8216

☎ 06-800206 06-8216

☎ 06-800206 06-8216

☎ 06-800206 06-8216

☎ 06-800206 06-8216

☎ 06-800206 06-8216

☎ 06-800206 06-8216

☎ 06-800206 06-8216

程度歩ける方。小学3年生以下は保護者同伴)

定員 20人(先着順、定員に達しなかつた場合のみ、当日も受付)

持ち物 自然館入館料

(大人2000円、小中学生1000円)

申込方法 参加者全員の氏名・年齢が学年・住所・電話番号を左記まで

☎ 06-6316712 06-6310466

☎ 06-6316712 06-6310466

☎ 06-6316712 06-6310466

☎ 06-6316712 06-6310466

☎ 06-6316712 06-6310466

☎ 06-6316712 06-6310466

☎ 06-6316712 06-6310466

☎ 06-6316712 06-6310466

☎ 06-6316712 06-6310466

☎ 06-6316712 06-6310466

☎ 06-6316712 06-6310466

☎ 06-6316712 06-6310466

☎ 06-6316712 06-6310466

☎ 06-6316712 06-6310466

☎ 06-6316712 06-6310466

☎ 06-6316712 06-6310466

☎ 06-6316712 06-6310466

☎ 06-6316712 06-6310466

☎ 06-6316712 06-6310466

☎ 06-6316712 06-6310466

☎ 06-6316712 06-6310466

☎ 06-6316712 06-6310466

☎ 06-6316712 06-6310466

☎ 06-6316712 06-6310466

※時間は変更される場合があるため掲載していません

## 12月の催し

### 甲賀市民スタジアム

|          |                           |
|----------|---------------------------|
| 5・12日(日) | 滋賀県軟式野球連盟理事長杯軟式野球大会(一般軟式) |
| 19日(日)   | 滋賀県軟式野球連盟地区長杯軟式野球大会(一般軟式) |

### 多目的グラウンド

|       |                             |
|-------|-----------------------------|
| 4日(土) | 甲賀市・湖南市中学生サッカー1年生大会(中学サッカー) |
| 5日(日) | 滋賀県3種リーグ(中学サッカー)            |

しがらき冬まつり2021

日時 12月18日(土)17時～20時予定  
会場 信楽支所東側第2駐車場  
内容 屋台、ステージほか

※信楽駅前通りをイルミネーションで彩ります。(12月初旬～1月中旬・17時～24時)

☎ 信楽町商工会  
8210873 ☎ 8213117

募 集

市営住宅入居者募集

募集期間 12月1日(水)～10日(金)  
※募集の内容や申込書等については、12月1日から住宅建築課および各支所で配布します。また、市ホームページでもご覧いただけます。

☎ 住宅建築課 公営住宅係  
6510609 ☎ 6314601

自衛官募集

募集種目 陸上自衛隊高等工科学  
校生徒  
※教育課程(3年)修了時、高校の卒業資格を取得できます。

受験資格 中学卒業以上17歳未満の男子  
申込締切 平成23年1月7日(金)  
試験期日 1次・平成23年2月1日(火)、2次・2月25日(金)

☎ 自衛隊滋賀地方協力本部 草津地域事務所  
☎ / ☎ 077-563-8205

サントピア水口勤労青少年ホーム  
受講生募集

| 曜日 | 教室名      | 日程                               | 時間          | 定員  | 受講費用   |
|----|----------|----------------------------------|-------------|-----|--------|
| 水  | 英会話教室    | H23.1/12～3/2全8回                  | 19:00～21:00 | 10人 | 2,300円 |
| 木  | エアロビクス教室 | H23.1/13～3/3全8回                  | 19:00～20:00 | 30人 | 1,600円 |
| 金  | 料理教室     | H23.1/21～3/25全9回<br>(2/11、3/18休) | 19:00～21:00 | 20人 | 6,950円 |
|    | パワーヨガ教室  | H23.1/14～3/11全8回<br>(2/11休)      | 20:00～21:00 | 23人 | 1,100円 |

冬の短期教室

|                     |                        |                    |     |        |
|---------------------|------------------------|--------------------|-----|--------|
| 筆ペンでメッセージカードや金封書き教室 | H23.1/12(水)～3/23(水)の隔週 | 19:00～21:00<br>全6回 | 10人 | 1,600円 |
|---------------------|------------------------|--------------------|-----|--------|

対象者 平成22年4月1日現在で15歳以上35歳以下の方(中学・高校生は除く)  
申込期間 12月8日(水)～24日(金)の9時～21時(土日祝は除く)

市営駐車場の利用者募集

受付期間 12月1日(水)～15日(水)  
(土・日・祝を除く9時～17時)  
使用開始日 1月1日(土)  
● 甲賀駅南駐車場 7区画(うち軽自動車3区画) 3,000円/月  
※事前にお問い合わせください。  
(申込者多数の場合は抽選)

☎ 生活環境課  
6510686 ☎ 6314582  
● 油日駅前駐車場(直接お問い合わせください) 3,000円/月  
☎ 油日駅を守る会  
8815879

● 甲南駅前駐輪場(直接お問い合わせください)  
自転車 1,500円/月  
原付 1,800円/月  
☎ 甲南駅前駐輪場  
8610590

臨時職員(保育士・幼稚園教諭)募集

(受付時間/6時15分～9時15分、13時～14時、18時30分～20時30分)  
雇用期間 平成23年4月1日～9月30日(6か月の更新あり)

勤務地 市内保育園・幼稚園(若干名)・子育て支援センター(若干名)  
勤務時間 8時30分～17時15分(実働7時間45分)  
※月～金曜日までの週38時間45分、(週休日勤務の場合は平日と振替)

給与 月額165,000円(3歳以上児のクラス担任については月額171,500円)※社会保険加入  
募集人員 各園数名程度  
資格 保育士または幼稚園教諭免許を有する人(年齢不問)

申込期間 12月1日(水)～24日(金)  
面接日 平成23年1月中旬頃(受付時に指定)  
☎ 職員課  
6510669 ☎ 6314561  
甲賀公共職業安定所  
6210651 ☎ 6311825

第6回甲賀市美術展覧会

会期 平成23年2月26日(土)～3月6日(日)  
出品申込日(作品搬入日) 2月20日(日)  
場所 あいこうか市民ホール、碧水ホール  
問い合わせ  
甲賀市美術展覧会実行委員会  
(事務局・あいこうか市民ホール内文化スポーツ振興課)

☎ 6212626  
☎ 6212625

# 甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」を目指して、この憲章を定めます。

あふれる愛に  
 いろいろな山河と  
 こぼれる笑顔に  
 うみだす活力  
 かがやく未来に

あなたも仲間  
 生きいき文化  
 応える安心  
 受けつぐ伝統  
 鹿深の夢を

## 甲賀市の人口の推移

総数 94,776 (+ 5) 人

男 46,906 (+ 6) 人

女 47,870 (- 1) 人

世帯数 32,455 (+48) 世帯

H22.10.31現在 ※( )内は前月比

## 広報あいこうか

2010.12.1発行 2010年 12月1日号

[No.131]

編集  
発行

甲賀市役所

〒528-8502 甲賀市水口町水口6053番地  
 ☎0748-65-0650 FAX 0748-63-4554

甲南庁舎

甲賀市甲南町野田810番地  
 〈上下水道部〉  
 ☎0748-86-8000 FAX0748-86-8032  
 〈教育委員会〉  
 ☎0748-86-8002 FAX0748-86-8380

市民窓口センター

甲賀市水口町水口6053番地  
 ☎0748-62-1621 FAX 0748-63-4086

土山支所

甲賀市土山町北土山1715番地  
 ☎0748-66-1101 FAX 0748-66-1564

甲賀支所

甲賀市甲賀町相模173番地1  
 ☎0748-88-4101 FAX 0748-88-3104

甲南支所

甲賀市甲南町野田810番地  
 ☎0748-86-4161 FAX 0748-86-8029

信楽支所

甲賀市信楽町長野1203番地  
 ☎0748-82-1121 FAX 0748-82-3415

「広報あいこうか」がホームページでも  
 ご覧いただけます!

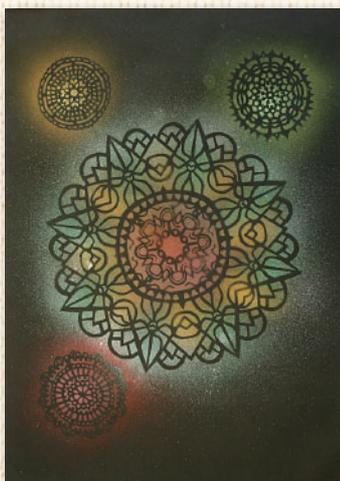
▶ 甲賀市ホームページ  
<http://www.city.koka.shiga.jp/>

『広報あいこうか』の名称は市民憲章のそれぞれの頭文字を並べてできる「あいこうか」から名付けています。市民憲章とともに皆さんに親しまれる広報紙をめざします。

この広報誌は古紙ハルブを配合しています。

# こうかギャラリー

このコーナーでは市内の保育園、幼稚園、小中学校の児童・生徒が描いた絵を順次紹介していきます。



切り絵＋スパッタリング  
 「color」  
 水口中学校 2年  
 東力 紗くらさん



「雪の農場」(神田日勝より)  
 水口中学校 3年  
 太田 優志さん



「うしのあかちゃんをみたよ」  
 甲南東保育園  
 杉本 響さん(5歳)

## 編集 後記

信楽高原鐵道信楽駅子ども駅長は、制帽姿がとても似合う駅長でした。また、こうかファイヤーフェスティバルでは防火服にヘルメット姿の子どもが格好良く放水作業を体験していました。

制服や作業服には、動きやすく、作業を行いやすくする。その業務にあたる人を明確にする。という大きな役割があると思いますが、子どもたちにとっては、その職業がもつ優しさや強さ、たくましさを表すシンボルであり、あこがれの対象ではないでしょうか。神妙な面持ちで体験する子どもたち、きっとこれまで持っていた夢をさらに大きく膨らませたことだと思います。

また、いずれの場面でも保護者の方が写真やホームビデオに収められている光景が展開されていました。一生懸命撮影に徹する保護者の方、自分の幼いころ描いた夢を子どもたちに重ね合わせておられたような、そんなほほ笑ましい光景でもありました。⑤